

平成30年中

三重の少年非行

ダイジェスト版【確定値】

三重県警察本部

用語の解説

- 少年 → 20歳未満の者をいう。
- 非行少年 → 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- ・犯罪少年 → 犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者
 - ・触法少年 → 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
 - ・ぐ犯少年 → 刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者
- 不良行為少年 → 非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、家出等により警察に補導された20歳未満の者をいう。
- 刑法犯少年 → 刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪を除く。）を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。
- 特別法犯少年 → 刑法以外の法令に違反する罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪以外の罪及び交通法令違反を除く。）を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。

(注) 冊子中の表・グラフにおける構成比は小数第1位までの概数としてあるので、合計が100%にならない場合があります。

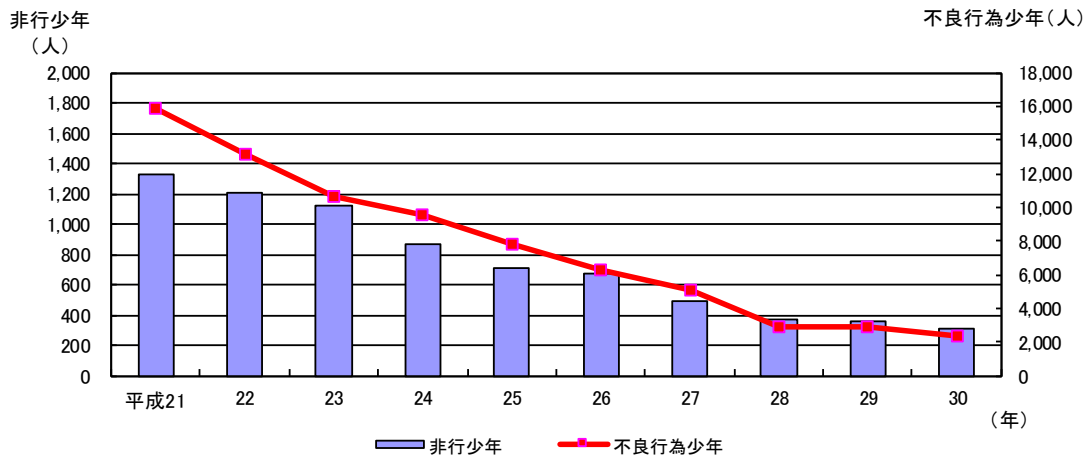
冊子の表中の空欄は、「0」です。

少年非行の概況

平成 30 年中に、警察が検挙・補導した刑法犯少年、特別法犯少年等の総数は 311 人で、前年に比べ 46 人(12.9%)減少しました。

また、飲酒、喫煙などで補導した不良行為少年は 2,350 人で、前年に比べ 536 人(18.6%)減少しました。

【非行少年及び不良行為少年の 10 年間の推移】



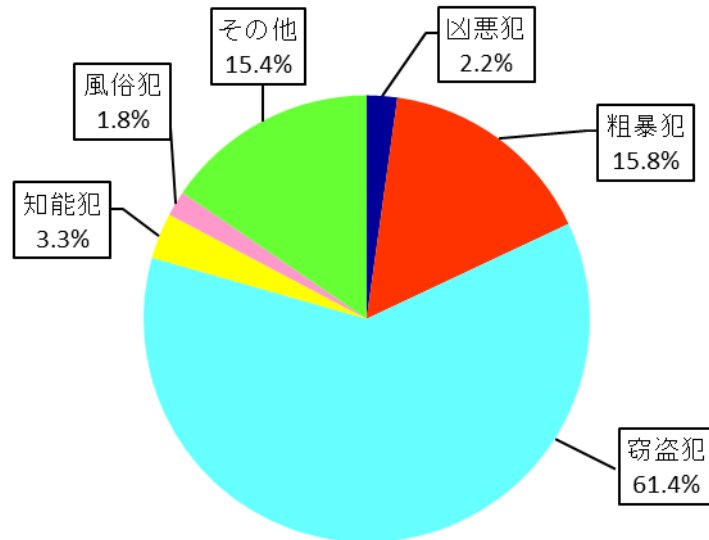
区分		年次	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
非行少年	刑法犯少年	犯罪少年	1,039	973	927	741	593	570	388	294	248	240
		触法少年	194	139	123	47	32	35	45	28	73	32
		小計	1,233	1,112	1,050	788	625	605	433	322	321	272
	特別法犯少年	犯罪少年	71	84	61	58	74	62	53	45	35	32
		触法少年	16	4	12	10	2	1	0	0	1	5
		小計	87	88	73	68	76	63	53	45	36	37
	ぐ犯少年		9	4	2	6	4	0	1	1	0	2
	非行少年合計		1,329	1,204	1,125	862	705	668	487	368	357	311
	不良行為少年		15,874	13,147	10,627	9,548	7,747	6,305	5,061	2,887	2,886	2,350

刑法犯少年

刑法犯には、殺人・強盗などの凶悪犯、暴行・傷害などの粗暴犯、万引き・オートバイ盗などの窃盗犯、詐欺・横領などの知能犯、強制わいせつなどの風俗犯、占有離脱物横領などのその他の刑法犯があります。

罪種別状況

罪種別では、窃盗犯が刑法犯全体の61.4%を占めています。

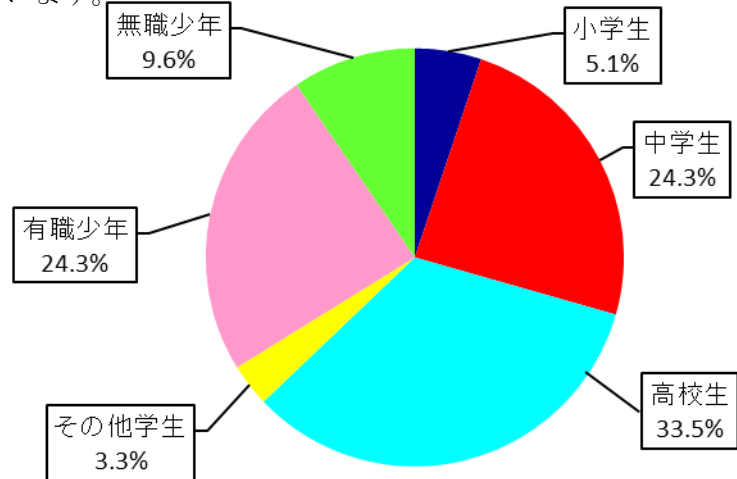


【罪種別状況】

罪種別		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
年次	平成30年	272	6	43	167	9	5	42
	構成比(%)	-	2.2	15.8	61.4	3.3	1.8	15.4
年次	平成29年	321	8	40	209	9	4	51
	構成比(%)	-	2.5	12.5	65.1	2.8	1.2	15.9
増減	人員	-49	-2	3	-42	0	1	-9
	率(%)	-15.3	-25.0	7.5	-20.1	0.0	25.0	-17.6

学職別状況

学職別では、高校生が最も多く 91 人で 33.5%、次いで中学生が 66 人で 24.3%と、これらで全体の 57.8%を占めています。

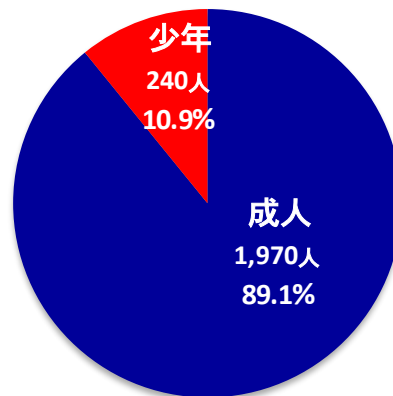


【学職別状況】

年次	学職別	総数	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他学生	小計		
平成 30 年		272	0	14	66	91	9	180	66	26
	構成比 (%)	-	0.0	5.1	24.3	33.5	3.3	66.2	24.3	9.6
平成 29 年		321	0	25	93	103	17	238	56	27
	構成比 (%)	-	0.0	7.8	29.0	32.1	5.3	74.1	17.4	8.4
増減	人員	-49	0	-11	-27	-12	-8	-58	10	-1
	率 (%)	-15.3	-	-44.0	-29.0	-11.7	-47.1	-24.4	17.9	-3.7

全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年（犯罪少年）の割合

全刑法犯検挙人員 (2, 210 人) に占める刑法犯少年 (犯罪少年 240 人) の割合は 10.9%で、昨年に比べ 0.4 ポイント減少しました。



人口 1,000 人あたりの刑法犯少年（犯罪少年）検挙人員

【人口比】

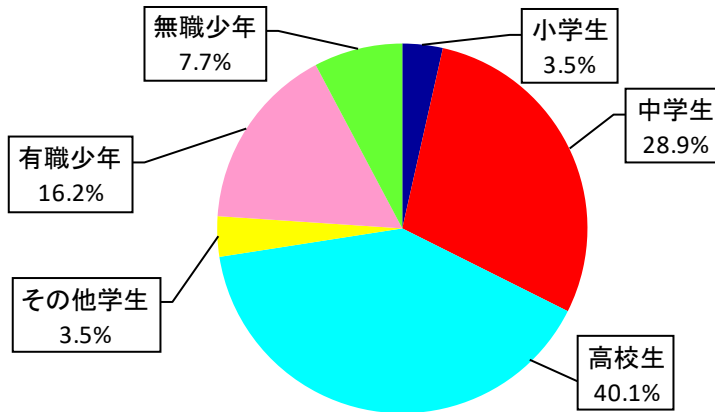
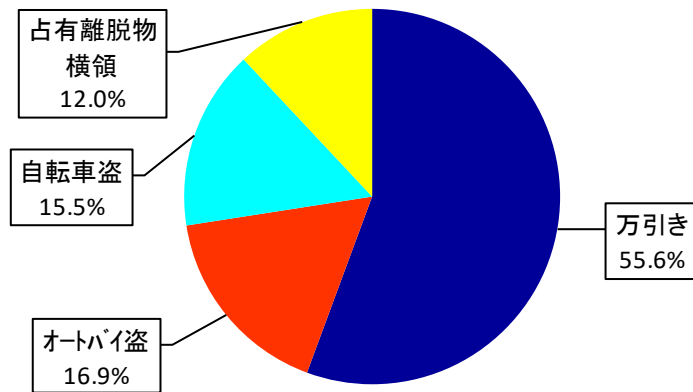
	刑法犯少年〔犯罪少年〕 (人)	人口比
三重県	240	2.3
全国	23,489	3.4

※ 人口比は、三重県は三重県戦略企画部統計課、全国は国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づき計算したものの。

初発型非行の状況

初発型非行は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（道路等に放置されている自転車などを自分のものにする。）をいい、動機が単純で、安易に行われやすい非行形態をいいます。これらで検挙・補導された少年が刑法犯少年全体の 52.2% を占めています。

初発型非行をきっかけに非行の程度が深まる危険性があり、少年を立ち直らせるためには、この段階で適切な指導を行うことが重要です。



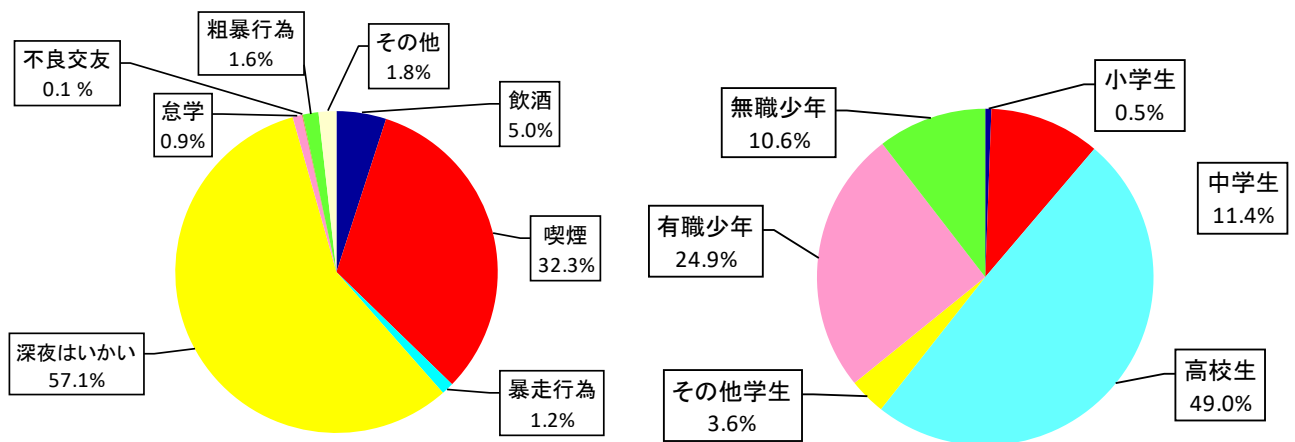
【初発型非行】

学職別 手口別	総数	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	前年同期	増減数
		小学生	中学生	高校生	その他学生	小計				
万引き	79	5	23	30	1	59	12	8	112	-33
オートバイ盗	24		8	10	1	19	5		33	-9
自転車盗	22		6	9	1	16	6		23	-1
占有離脱物横領	17		4	8	2	14		3	26	-9
計	142	5	41	57	5	108	23	11	194	-52
前年同期	194	14	69	65	13	161	16	17		
増減人員	-52	-9	-28	-8	-8	-53	7	-6		
増減率 (%)	-26.8	-64.3	-40.6	-12.3	-61.5	-32.9	43.8	-35.3		

不良行為少年

行為別にみると、深夜はいかいが 57.1%、喫煙が 32.3%、この 2 つで 89.4% を占めます。

これらの行為は、非行へつながる危険性があることから、警察ではボランティアの皆さんと協力して、街頭補導を通じて適切に指導する活動をしています。



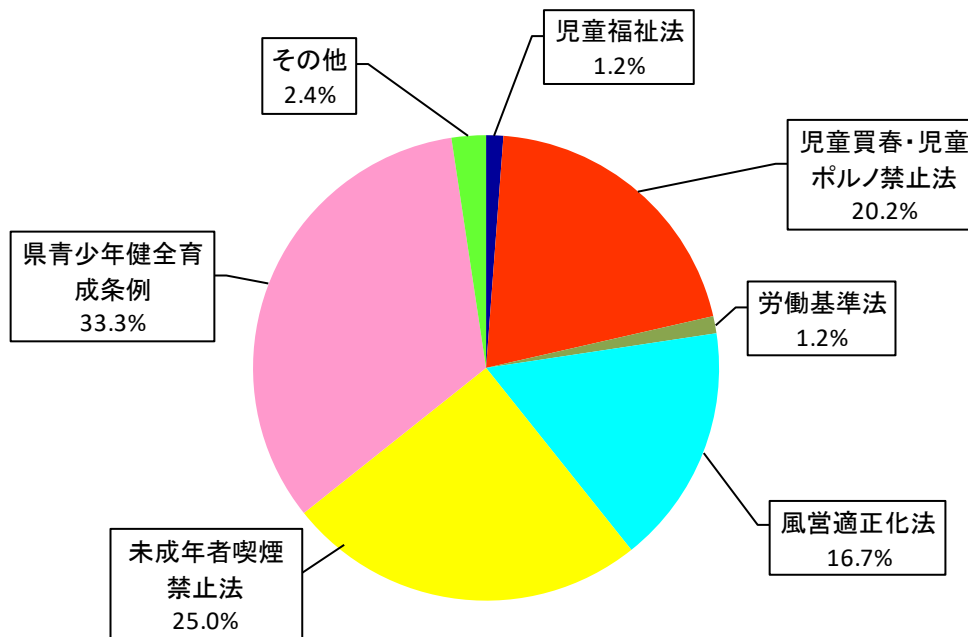
【不良行為少年】

年次	行為別	総数	行為別							
			飲酒	喫煙	暴走行為	深夜はいかい	怠学	不良交友	粗暴行為	その他
平成 30 年		2,350	117	759	29	1,342	22	2	37	42
	構成比 (%)	-	5.0	32.3	1.2	57.1	0.9	0.1	1.6	1.8
平成 29 年		2,886	124	1,051	31	1,551	21	4	64	40
	構成比 (%)	-	4.3	36.4	1.1	53.7	0.7	0.1	2.2	1.4
増減	人員	-536	-7	-292	-2	-209	1	-2	-27	2
	率 (%)	-18.6	-5.6	-27.8	-6.5	-13.5	4.8	-50.0	-42.2	5.0

年次	学職別	総数	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他学生	小計		
平成 30 年		2,350	0	12	269	1,152	85	1,518	584	248
	構成比 (%)	-	0.0	0.5	11.4	49.0	3.6	64.6	24.9	10.6
平成 29 年		2,886	0	17	307	1,426	102	1,852	732	302
	構成比 (%)	-	0.0	0.6	10.6	49.4	3.5	64.2	25.4	10.5
増減	人員	-536	0	-5	-38	-274	-17	-334	-148	-54
	率 (%)	-18.6	-	-29.4	-12.4	-19.2	-16.7	-18.0	-20.2	-17.9

福祉犯の被害少年

福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいいます。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられます。福祉犯による被害少年の総数は84人で、前年に比べて29人(52.7%)増加しました。

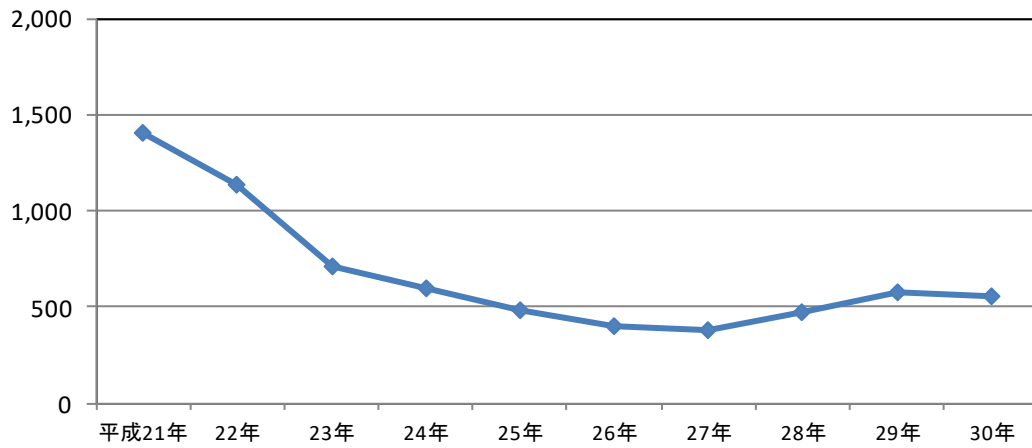


【福祉犯被害少年】

法令別		総数	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	労働基準法	風営適正化法	未成年者喫煙禁止法	県青少年健全育成条例	その他
学職別	小学生	0							
	中学生	15	1	8		1		5	
	高校生	50		9	1	11	10	18	1
	その他	2					2		
	有職少年	13				1	8	3	1
	無職少年	4				1	1	2	
	総数	84	1	17	1	14	21	28	2
	前年同期	55	1	9	0	2	16	26	1
増減	人員	29	0	8	1	12	5	2	1
	率(%)	52.7%	0.0%	88.9%	—	600.0%	31.3%	7.7%	100.0%

少年相談状況

警察で受理した少年に関する相談の受理状況です。



	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
受理件数	1,410	1,139	707	602	484	404	381	476	578	556